

伊東駅前地区まちづくり協議会

会 則

■ 目 的

伊東駅前地区の地権者からなる「伊東駅前地区のまちづくりを考える会」が作成した「まちづくり方針」を土台として、地元と行政とが協働して魅力ある伊東駅前地区まちづくりの事業化に向けた検討を行うことを目的に、『伊東駅前地区まちづくり協議会』を設立する。

■ 会の名称

伊東駅前地区まちづくり協議会

■ 会の活動

本会の目的を達成するために、会員の自主的かつ積極的な参加のもと、伊東市をはじめとした各関係機関との連携を図り、必要に応じて「まちづくりアドバイザー」の支援を受けながら、次の活動を行う。

- 1 事業区域の検討
- 2 事業手法の検討
- 3 事業計画の検討
- 4 駅前広場の整備についての検討
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

■ 会 員

対象街区の地権者の内、「本会の趣旨に賛同した地権者」を会員とし、随時入会できるものとする。

■ 役 員

本会に、以下の役員を置く。

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 | 会 長 | 1人 |
| 2 | 副会長 | 1人 |
| 3 | ブロック長 | 4人 |
| 4 | 副ブロック長 | 4人以上 |
| 5 | 会計 | 1人 |
| 6 | 会計監査 | 2人 |

役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

■ 相 談 役

本会には、相談役を置くことができる。

■ 構 成

本会は、総会、役員会、並びに会議（全体街区、関連街区、街区）で構成する。

■ 総 会

総会は、会長が必要に応じて招集し議長となる。

総会は、会則の制定及び変更、役員の選任、活動計画、予算及び決算、並びにその他重要な事項を議決する。

なお、総会は会員総数の過半数（委任状も含む）の出席で成立し、出席会員の3分の2以上の賛成により議決する。

■ 役 員 会

役員会は、会長が必要に応じて招集し議長となり、総会提出案件の決定、並びに本会の運営上必要な事項の決定を行う。

■ 会 議

全体街区会議は、会長が必要に応じて招集し議長となり、関連街区会議及び街区会議は、それぞれ係わりのある街区の役員が必要に応じて招集し進行役となる。

各会議は、関係する街区におけるまちづくり事業についての検討・決定を行う。

なお必要に応じて商業部会、住宅部会などの専門分野に関する部会を開催する。

■ 会 計

本会の運営事務に必要な費用に充てるため、会員から会費を徴収することができるものとする。

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

■ 会 計 監 査

会計監査は、本会の会計を監査する。

■ 事 務 局

伊東市建設部都市計画課 まちづくり推進係内に事務局を設置する。

附 則

- 1 この会則は、平成 1 7 年 1 月 1 4 日から施行する。

附 則

- 2 この会則は、平成 1 8 年 4 月 1 7 日から施行する。

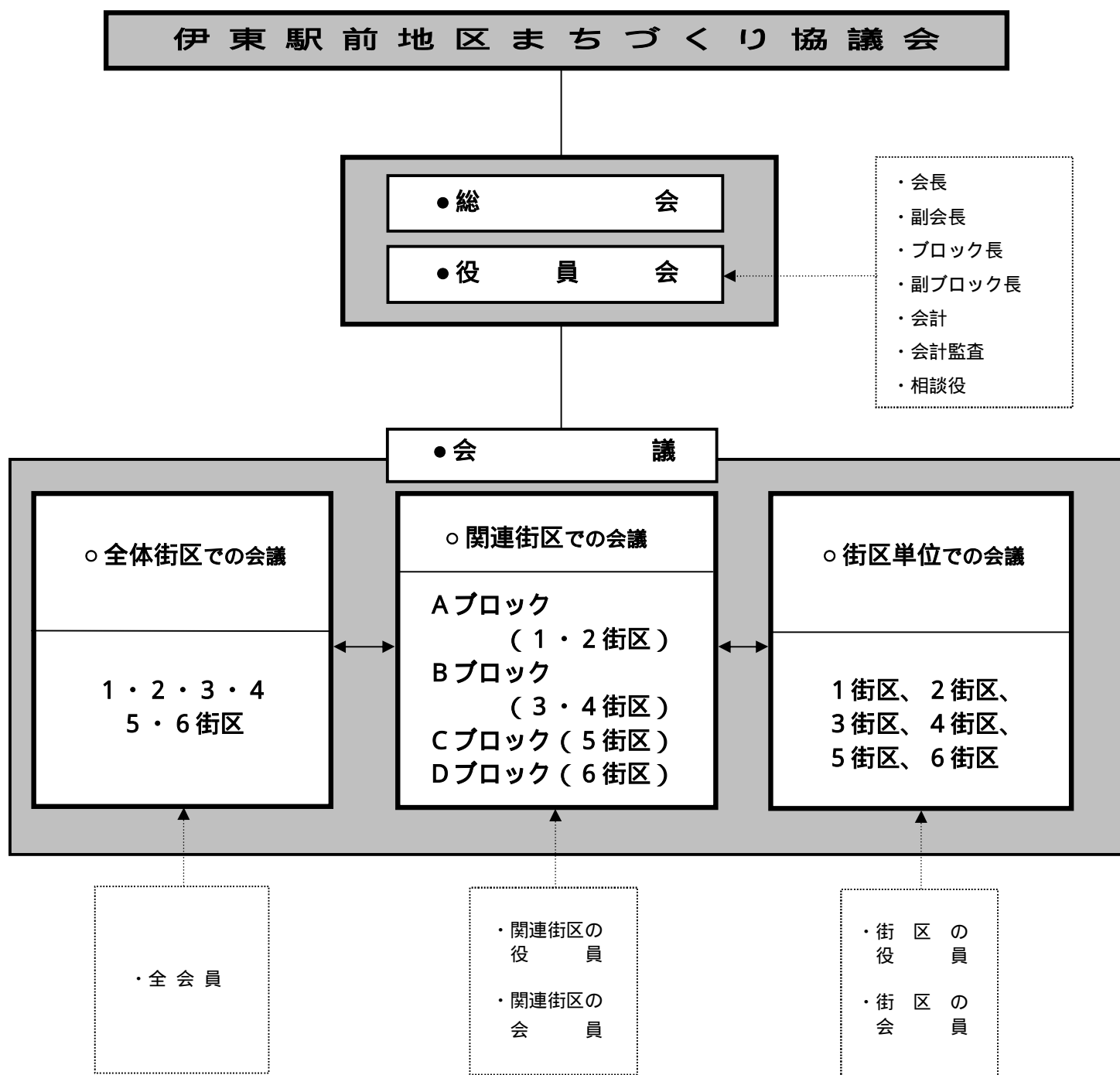
附 則

- 3 この会則は、平成 1 9 年 6 月 1 8 日から施行する。

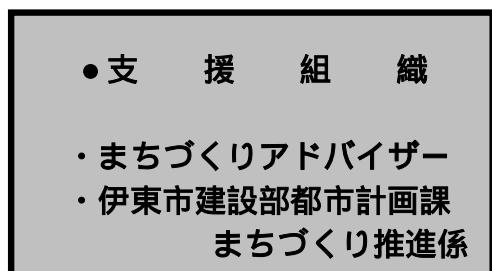
附 則

- 4 この会則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

■ 組 織 図



必要に応じて専門部会を開催する。



■ 街区区分図

